

納税者サービスとしての情報提供例

納税者が自発的に正しく申告等が行えるよう、国税庁ホームページ、各種説明会、電話・チャットボットによる税務相談等を通じて、納税者の申告等に役立つ様々な情報を提供している。

(取組例)

- よくある税のご質問について、一般的な回答を調べることができる「タックスアンサー」をウェブ等を通じて提供
- 年末調整・インボイス制度・所得税の確定申告に関する質問について、24時間利用可能なチャットボットを提供
- 新設法人を対象とした説明会を開催しているほか、新規に個人事業を開始した希望者に対して記帳指導を実施

【取組施策】(国税庁ホームページへの掲載等)

○ 「確定申告においてご留意いただきたい事項」の掲載

副収入の申告漏れへの注意喚起として、ネットオークションやフリーマーケットアプリなどを利用した個人取引による所得、ビットコインをはじめとする仮想通貨の売却等による所得がある場合に、原則確定申告が必要な旨を国税庁ホームページに掲載。



- 副収入の申告漏れにご注意ください。
- 雑所得の区分が「公的年金等」・「業務」・「その他」とされました。

●原稿料、講演料又はネットオークションやフリーマーケットアプリなどを利用した個人取引による所得

(具体例)

- ①衣服・雑貨・家電などの資産の売却による所得
※ただし、生活に使用した資産の売却による所得は非課税(確定申告は不要)
- ②自家用車などの貸付けによる所得
- ③ベビーシッターや家庭教師などの副業による所得

⇒「業務に係る雑所得」に該当

●ビットコインをはじめとする暗号資産の売却等による所得

⇒「その他の雑所得」に該当

●競馬等のギャンブルから生じた所得

⇒原則、「一時所得」に該当

※ 上記の所得を含め年末調整を受けた給与所得以外の所得が20万円以下の方は、確定申告は不要です。

医療費控除やふるさと納税(寄附金控除)などの適用を受ける場合は、20万円以下であっても確定申告が必要です。

○ 「暗号資産の計算書」の掲載等

適正申告に資するよう、一般社団法人日本暗号資産取引業協会を通じて、暗号資産取引業者が利用者に対して年間取引報告書を交付することを依頼しており、利用者が年間取引報告書を基に所得を計算できる「暗号資産の計算書」を国税庁ホームページに掲載。

令和 年分 暗号資産の計算書 (総平均法用)

氏名 関税 太郎

1 暗号資産の名称

2 年間取引報告書に関する事項

取引所の名称	購入		売却	
	数量	金額	数量	金額
A 交換所	5.00	3,000,000	1.00	1,000,000
合計	5.00	3,000,000	1.00	1,000,000

3 上記2以外の取引に関する事項

月	日	取引先	摘要	購入等		売却等	
				数量	金額	数量	金額
10	1	●●電気	決済			1.00	1,000,000
合計				0	0	1.00	1,000,000

4 暗号資産の売却原価の計算

数量	年初残高(※)		購入等	年平均原価	売却原価(※)		年末残高・定年結算	
	(A)	(B)			(F)	(G)	(H)	(I)
数量	0	0	5.00	-	0	2.00	0	3.00
金額	0	0	3,000,000	600,000	0	1,200,000	1,000,000	1,800,000

5 暗号資産の所得金額の計算

収入金額		必要経費		所得金額
売却総額	貸付・経費等(借出)	売却原価(※)	貸付・経費等(借入)	
2,000,000	500,000	1,200,000	10,000	1,290,000

収入金額計 2,500,000
必要経費計 1,210,000